#### 肉用牛・酪農重点化枠により実施する事業

#### 第1 事業の内容

肉用牛・酪農の生産基盤の強化を進めるために肉用牛・酪農重点化枠を設け、施設整備事業(実施要領第3の1の施設等の整備 及び同2の家畜の導入をいう。以下同じ。)、機械導入事業(国の実施要領別紙2の第1の1の畜産経営強化支援事業及び同2の飼料生産受託組織等経営高度化支援事業をいう。以下同じ。)及び実証支援事業(国の実施要領別紙3の第1の1の畜産クラスター実証支援事業をいう。以下同じ。)を一体的に実施することができるものとする。

肉用牛・酪農重点化枠 の事業メニュー、取組内容及び要件は別表1 (別添2) のとおりとする。

# 第2 肉用牛・酪農重点化枠における特例

# 1 施設整備事業

施設整備事業については、実施要領に準ずるものとし、実施要領第2の1の 畜産クラスター計画に位置付けられた取組に限り支援対象とするものとする。

(1) 施設等の整備における特例

実施要領第3の1の施設等の整備の対象に、地域活性化施設を加え、この 場合の補助対象の基準及び補助率については別表2(別添2)のとおりとす る。

#### (2) 家畜の導入における特例

実施要領第3の1の(1)の家畜飼養管理施設の整備を行い、かつ認定計画に基づき、当該施設において購入した家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う中心的な経営体等に対して、その購入に要する経費の一部を助成するものとし、補助対象基準及び補助率については、実施要領別表の2の家畜の導入を準用する。

この場合において、同表の2中「第7の4の者に貸し付ける」とあるのは、「別添3の第2の1の(2)の者に対する助成対象となる」と読み替えるものとし、 実施要領別表の2の3の補助対象基準の欄のア家畜の貸付期間は、適用しない。

# 2 機械導入事業

機械導入事業については、国の実施要領に準ずるものとする。

3 実証支援事業

実証支援事業については、国の実施要領に準ずるものとする。

## 第3 事業の実施

1 肉用牛・酪農重点化枠により事業を実施する場合にあっては、畜産クラスター 計画において、別表1 (別添2) に示す事業メニュー及び取組内容ごとに地域シ ステムの核となる施設の利用、取組の実施等を通じて参画する構成員及びその取 組における構成員の役割を明らかにした上で、畜産クラスター計画の目的、取組の内容、 行動計画及び期待される効果を記載するものとする。

2 1の記載に当たっては、目的欄に現状水準に係る取組状況を記載するとともに、 期待される効果の欄に目標水準に係る目標を記載するものとする。

別表1(別添2)

事業メニュー		取組内容	要件	
1 肉用牛	(1)地域的な	以下の(1)から(3)までの取	1 現状水準	
	規模拡大の推	組を中心的な経営体と協議会の構成	以下の(1)から(10)までのうち4	
	進・分業体制の	員が連携により一体的に行うこと。	つ以上の取組が行われていること。 (1) 飼料生産の外部化	
	構築	(1) 飼料生産業務、ほ育・育成業		
		務、繁殖業務の全て又はいずれかを	取組に参画する構成員が、飼料生	
		外部化又は分業化する取組	産を専業的に行う外部支援組織(T	
		(2)上記(1)に取り組む肉用牛	MRセンター、コントラクター等)	
		経営における繁殖雌牛の増頭又は子	を利用していること。	
		牛生産頭数の拡大に資する取組	(2) ほ育・育成の外部化	
		(3) 飼養管理の適正化のため、以	取組に参画する構成員が、ほ育・	
		下のアからウまでのいずれかに	育成を専業的に行う外部支援組織	
		ついての実証・調査	(キャトルステーション、育成牧場	
		ア 繁殖技術(受胎率、分娩間隔	等)を利用していること。	
		等)の向上	(3) 繁殖・分娩管理の外部化	
		イ ほ育・育成技術の改善による	取組に参画する構成員が、分娩管	
		事故率の低減	理を専業的に行う外部支援組織(キ	
		ウ その他繁殖雌牛の増頭に資す	ャトルブリーディングステーション	
		る実証	、繁殖センター等)を利用してるこ	
			と。	
	(2)受精卵移	以下の(1)から(3)までの取	取組に参画する構成員が、繁殖肥 育の一貫生産(複数の構成員による	
	植技術の活用拡	組を中心的な経営体と協議会の構成		
	大(一産取り肥	員が連携により一体的に行うこと。		
	育の拡大)	(1) 交雑種雌牛を活用した一産取		
		り肥育の取組	ること。	
		(2)上記(1)により生産された	(5) 放牧	
		和子牛のほ育・育成体制の構築	取組に参画する構成員が、放牧を	
		又はスモール市場取引の活性化	実施していること。	
		を図る取組	(6) 交雑種雌牛を活用した一産取り肥	
		(3) 一産取り肥育技術の確立のた	育	
		めの実証・調査	取組に参画する構成員が、交雑種雌	
			牛を活用した一産取り肥育を実施して	

いること。

(7)発情発見装置等の省力化機械の普 及・定着

取組に参画する構成員が、発情発見 装置、分娩監視装置、哺乳ロボット 等の省力化機械を導入していること。

(8) 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養 管理

取組に参画する構成員を含み、地域 として、衛生管理や暑熱対策等の飼養 管理に取り組んでいること。

(9) 耕畜連携

取組に参画する構成員が、地域の耕 種農家と連携し、耕種農家による飼料 の生産・供給、畜産農家による堆肥の 供給等の耕 畜連携に取り組んでいる こと。

- (10) 継続的な研修生の受け入れ取組に 参画する構成員が、直近5年以内に、 研修生を2回以上受け入れた実績を有 すること
- 2 目標水準

事業実施年度の翌年度から5年以内に達成する目標として、以下の(1)の計画及び(2)から(4)までのうちいずれか1つの計画を有すること。

(1) 繁殖雌牛飼養頭数の増加

取組に参画する構成員が、繁殖雌牛 の飼養頭数を5ポイント以上増頭する こと。

(2)繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭 数の増加

取組に参画する構成員を含み、地域の繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数が0.9頭以上となること。

※繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数=地域の子牛出荷頭数(注1) (自家保留を含む) / 地域の繁殖雌牛の飼養頭数(注2)

(注1) 乳用種への受精卵移植に より産出された肉用種子牛 は含まない。 (注2) 一産取り肥育のレシピエ ントについては、繁殖雌牛 の飼養頭数には含まない。 (3)肥育牛出荷月齢の短縮 取組に参画する構成員を含み、地 域の平均肥育牛出荷月齢を3ポイン ト以上短縮すること。 (4) 中心的な経営体の収益性向上 施設整備を実施した中心的な経営 体の収益性が15%以上向上すること (3) ICTO 以下の(1)から(3)までの取 組を中心的な経営体と協議会の構成 活用推進 員が連携により一体的に行うこと。 (1)発情発見装置、分娩監視装置、 哺乳ロボット等の省力化機械の 普及・定着・活用のための取組 (2) 上記(1) に取り組む肉用牛 経営における繁殖雌牛の増頭又 は子牛生産頭数の拡大に資する 取組 (3) 省力化機械の有効活用のため の実証・調査 (4) 繁殖・肥 以下の(1)から(3)までの取 育一貫体制の構 組を中心的な経営体と協議会の構成 員が連携により一体的に行うこと。 築 (1)繁殖雌牛を増頭し、一貫生産 体制を構築する取組 (2) 一貫生産による肥育開始月齢 の早期化及び肥育牛出荷月齢の 早期化に資する取組 (3) 飼養管理等の適正化のための 以下のアからウまでのいずれか についての実証・調査

			1
		ア 肥育開始月齢の早期化	
		イ 肥育牛出荷月齢の早期化 	
		ウ その他繁殖雌牛の増頭に資	
		する実証	
2 酪農	(1)乳用後継	以下の(1)から(3)までの取	1 現状水準
(乳用	牛の確保・育成	組を中心的な経営体と協議会の構成	以下の(1)から(11)までのうち
牛)	の推進	員が連携により一体的に行うこと。	4つ以上の取組が行われていること。
		(1)性判別精液(受精卵)を活	(1) 供用期間の延長
		用した乳用後継牛を計画的に	取組に参画する構成員が飼養する
		増産する取組	乳用牛の供用期間が、各都道府県等
		(2) 地域で計画的に育成体制を	地域の平均値以上であること。
		構築するための以下のア又は	(2) 育成牛の確保
		イの取組	取組に参画する構成員の育成牛飼
		ア 個々の農家における自家	養頭数の割合が各都道府県等地域の
		育成頭数の拡大	平均以上であること。
		イ ほ育・育成センターを活	※育成牛飼養頭数の割合=乳用種雌
		用した育成頭数の拡大	子牛の出生頭数/経産牛の飼養頭
		(3) 飼養管理等の適正化のため	数
		の以下のアからウまでのいず	(3) 牛群検定への加入
		れかについての実証・調査	取組に参画する構成員の牛群検定
		ア 飼養管理技術の改善によ	加入割合が、各都道府県等地域の平
		る受胎率の向上や供用期間	均以上であること。
		の延長	(4) 飼養管理技術の改善
		イ ほ育・育成技術の改善に	代謝プロファイルテストや牛群検
		よる事故率の低減	定成績、バルククーラーの乳質変化
		ウ その他乳用後継牛の増頭	等の評価値を用いて取組に参画する
		に資する実証	構成員に対する改善指導を行ってい
			る実績を有すること。
			(5)性判別精液(受精卵)の活用
			取組に参画する構成員が、性判別
			精液(受精卵)の活用実績を有する
			こと。
			(6) 飼料生産の外部化
			取組に参画する構成員が、飼料生
			産を専業的に行う外部支援組織(T
			MRセンター、コントラクター等)
			を利用していること。
1	1		

(7) ほ育・育成の外部化

取組に参画する構成員が、地域内 外のほ育・育成を専業的に行う外部 支援組織(キャトルステーション、 育成牧場等)を利用していること。

(8) 搾乳ロボット等の省力化機械の普 及・定着

取組に参画する構成員が、搾乳ロボット等の省力化機械を導入していること。

(9) 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養 管理

取組に参画する構成員を含む地域 全体で、衛生管理や暑熱対策等の飼 養管理に取り組んでいること。

(10) 耕畜連携

取組に参画する構成員が、地域の 耕種農家と連携し、耕種農家による 飼料の生産・供給、畜産農家による 堆肥の供給等の耕畜連携に取り組ん でいること。

(11) 継続的な研修生の受け入れ 取組に参画する構成員が、直近5 年以内に、研修生を2回以上受け入 れた実績を有すること。

2 目標水準

事業実施年度の翌年度から5年以内に達成する目標として、以下の(1)の計画及び(2)から(4)までのうちいずれか1つの計画を有すること。

(1) 生乳生産量の増加

取組に参画する構成員の生乳生産 量が、4ポイント以上増加すること。

(2) 供用期間の延長

取組に参画する構成員の平均分娩 産次又は飼養する経産牛の平均月齢 が、各都道府県等地域の平均値を4 ポイント以上上回ること。

(3) 育成牛の確保

取組に参画する構成員を含む、地

			域の育成牛飼養頭数の割合が、各都
			道府県等地域の育成牛飼養頭数の割
			合を4ポイント以上上回ること。
			※育成牛飼養頭数の割合=乳用雌子
			牛の飼養頭数/経産牛の飼養頭数
			(4) 中心的な経営体の収益性向上
			施設整備を実施した中心的な経営
			体の収益性が15%以上向上すること
	2) 分業体制の	以下の(1)から(3)の取組を	
	構築・省力化の	中心的な経営体と協議会の構成員が	
	推進	連携により一体的に行うこと。	
		(1)飼料生産業務、ほ育・育成業	
		務のいずれか又は両方を外部化	
		、分業化する取組	
		(2) (1) に取り組む酪農家にお	
		ける搾乳作業の強化及び生産量	
		の拡大を図るための、以下のア	
		又はイの取組	
		ア 搾乳ロボットの導入等、効	
		率的な搾乳体系の構築	
		イ 飼養頭数の拡大又は飼養管	
		理の改善による生乳生産量の	
		増加	
		(3) 飼養管理等の適正化のための	
		以下のアからウまでのいずれか	
		についての実証・調査	
		ア 飼料の品質、収量の向上	
		イ ほ育・育成技術の改善によ	
		る事故率の低減	
		ウ 効率的な搾乳体系の構築に	
		よる生乳生産量の増加	
L			

別表2 (別添2)

区分	補助対象基準	補助率
1 施設整備等	1 取組の普及、新規就農者や担い手育	1/2以内
	成のために必要な施設であること。	
(6)地域活性化施設	ただし、外国人技能実習制度に基づ	
	き受け入れている外国人技能実習生の	
	宿泊滞在施設は除く。	
	2 整備する施設等は、次のとおりとす	
	る。	
	ア 座学等を行う研修施設	
	イ 宿泊滞在施設	
	ウ その他研修に必要な施設・設備	